

重点調査項目	上下水道施設の維持管理に関する調査
発言項目	上下水道管路の強靱化と管路更新事業の民間委託について
	<p>(発言主旨) 管路の老朽化に伴う事故が全国的に多発する中、帯広市も例外ではなく、上下水道管路の速やかな長寿命化及び更新が急がれる。また、その方法について改正水道法を理由に民間委託が増加する中、帯広市の考え方を質した。</p>
Q	<p>管路の老朽化対策について、水道事業の更新計画、及び下水道事業の長寿命化計画について伺う。</p>
A	<p>水道事業では、耐用年数 40 年を経過する 75 mm以上の塩化ビニール管の更新を優先に進めているが、今後も塩化ビニール管の更新による耐震化を進め、今後 10 年間で約 69 kmを予定している。(総管路距離 1, 125 k m)</p> <p>下水道については、耐用年数 50 年を経過する箇所について「帯広市下水道管渠長寿命化計画」を策定し、計画期間を平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 ヶ年とし、現在事業を進めている。なお、令和 2 年度からの 10 ヶ年では約 4 k mの更新を予定している。(総管路距離 1, 216 k m)</p>
Q	<p>管路の更新を民間に委託する自治体もある。帯広市でも一部業務が民間委託されており、今後も「一部事務の外部委託」について調査研究を進めるとされる。この中に配水管更新が含まれるならば、将来的に管理運営の民間委託に道を開くことを危惧するが考えを伺う。</p>
A	<p>民間委託については、これまで水道メーターの検針業務や帯広川下水終末処理場の維持管理業務を委託して、効率的かつ効果的な経営に取り組んでいる。改正水道法において、水道施設の運営権を民間事業者に設定し、施設整備や管理をさせるコンセッション方式の導入が可能となったが、これまでの一部民間委託は、コンセッション方式の導入にはつながらないものと承知している。現状で配水管更新の民間委託は考えていないが、大阪市などの他都市の事例も参考に、研究してまいりたい。</p>
	<p>(意見) 上下水道とも管路の強靱化は喫緊の課題である。逐次更新することが最善策であるが長期に亘る更新計画を策定するのは困難な状況下、傷みの酷い管路から取り替えているのが帯広市に限らず全国的な情勢である。こうした中、コスト減とスピード感を高めるために管路の更新を民間委託する自治体もある。しかし、総資産の 8 割を占める管路の更新を契機に管理運営全般が民間委託される懸念がある。民間の運営は品質管理の問題や料金高騰につながることはこれまでも指摘しているところであり、管路更新についても同様、慎重に対応することが求められる。</p>

重点調査項目 学校教育に関する調査

発言項目 教育基本計画（原案）に対する考えについて

（発言主旨）教育基本計画（原案）について、パブコメに対する市教委の考え方について修正すべき点を質した。（個別施策全般と8＝抜粋）

Q 「障がい」の標記について、今後「障害」と漢字表記にする修正を行った理由を伺う。（全般）

A 帯広市障害福祉計画を策定するにあたり、障害者団体や有識者などからなる計画策定部会において、「表現をやわらかくすることが、障害を理解したと誤解を与えるのではないか」また、「障害の表記を議題として理解促進に向けた議論も必要ではないか」との意見を踏まえ、当面漢字表記を継続することとし、今後も国の動きを踏まえ、引き続き検討していくものとしている。（計画全般）

Q 昨年末、無資格調剤の問題が報道された。関連してフッ化物洗口液の調剤についても学校現場で資格がない養護教諭が行うことの法令違反が改めて指摘された。薬剤管理をどのように行っているのか。（個別施策8）

A フッ化物洗口の洗口液の管理については、市販の薬剤を利用して洗口液を作成している。洗口液の作成については、学校歯科医の指示書に基づくことにより、特に資格のない者でも作成可能であるが、本市においては、歯科衛生士の資格を持つフッ化物洗口指導員が各学校において洗口液を作成することとしている。

また、適切な量で洗口できるよう、1プッシュで一定量の洗口液が吐出されるディスペンサーボトルを利用し、過度な分量で洗口することがない仕組みとしているところである。

（意見）「障がい」を今後「障害」と漢字表記としたことは、障害を当該者のハンデとするのではなく、社会がもたらす障壁と捉えるように転換するものであり、ノーマライゼーションの理念実現に向けて大きな一歩である。インクルーシブ教育もその考えに立つよう、基本計画47Pの「障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させる」との本人に起因する考え方の表記を改めるべきである。

フッ化物洗口について、「洗口液は学校歯科医の指示書に基づけば特に資格のない者でも作成可能」との判断は法令を精査しなければならない。

一方、ボトルから紙コップに移す行為も当然「計量」であるから法令違反と解釈すべきであり、このことが「ディスペンサーボトル」の使用で許されるはずもない。よって、危険が伴う学校現場でのフッ化物洗口事業は直ちに中止すべきであり、今後に拡大することがないように求める。

【各委員の発言項目】

- ① 道路の維持管理に関する調査について
 - ・除雪体制の整備強化（オペレーター確保）
 - ・道路におけるバス停留所の設置場所
- ② 住まいに関する調査について
 - ・住宅弱者に対する公営住宅施策（母子世帯）
- ③ 緑の保全および公園の維持管理に関する調査について
 - ・緑のインフラが減災に果たす役割
 - ・公園設置の木製遊具の安全対策
- ④ 都市計画マスタープランについて
 - ・「まち育て」と「まちのつぼ」の考え方
 - ・土地利用方針と大空地区の空き地利活用策
- ⑤ 上下水道施設の維持管理に関する調査について
 - ・管路の更新と民間委託の是非
 - ・カラーマンホールとマンホールカード事業
 - ・災害対策と雨水管の整備
 - ・内部留保金の基金化
- ⑥ 学校教育に関する調査について
 - ・コミュニティスクール委員の選定
 - ・臨時任用教員の確保
 - ・教育基本計画原案パブコメに対する市教委の考え
 - ・LGBT（性的少数者）に配慮した生徒心得の見直し
 - ・若者の市販薬の乱用（薬物依存症）
 - ・学校プールの撤去
 - ・教材教具（楽器）の整備
 - ・情報モラル教育（インターネットの使い方）
- ⑦ 第4期帯広市子どもの読書活動推進計画について
 - ・障害のある子どもの読書環境の整備
 - ・学校図書館の整備
- ⑧ おびひろ動物園の魅力アップに向けて（方針）
 - ・施設整備の更新（駐車場拡大）
 - ・地域に根ざした学習機会の提供

通告による質問

- ・十勝オーバルにおけるスポーツ大会、合宿誘致